‴. 児童福祉課

1 – 1 児童相談所運営

|1 – 1 – 1 児童相談所運営

全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、子どもや家 庭を支援する機関として、中野区児童相談所を令和4年4月1日に開設した。

1 児童相談所運営基本方針

【基本姿勢】

私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、 子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

【基本方針・取組】

- ① 子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ② 子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- ③ 家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④ 支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤ 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取 り組みます。

1 新規相談件数

年度	件数
令和4年度	1, 426
令和5年度	1,538
令和6年度	1,555

(単位:件) 2 相談経路

年度	家族・親族	近隣住民	関係機関	子ども本人	その他	合計
令和4年度	307	169	839	34	77	1 424
可怕牛牛皮	(21.5%)	(11.9%)	(58.8%)	(2.4%)	(5.4%)	1, 426
令和5年度	352	158	842	57	129	1 520
で作り十反	(22.9%)	(10.3%)	(54.7%)	(3.7%)	(8.4%)	1,538
令和6年度	335	123	772	29	296	1 555
7404度	(21.5%)	(7.9%)	(49.6%)	(1.9%)	(19.0%)	1,555

相談対象児童の年齢別相談件数

(単位:件) 3歳~ 高校生 18歳 年度 3歳未満 小学生 中学生 合計 就学前 その他 以上 289 243 499 227 164 令和4年度 1,426 (20.3%)(17.0%)(35.0%)(15.9%)(11.5%)(0.3%)252 267 288 563 166 令和5年度 1,538 (17.4%)(18.7%)(36.6%)(10.8%)(16.4%)(0.1%)242 284 175 268 582 令和6年度 1,555 (11.3%)(0.3%)(17.2%)(15.6%)(37.4%)(18.3%)

4 相談内容(主訴)

(単	1	•	件)
١.	≖`	11/		1 -1- /

年度	虐待相談	養護相談	保健	障害	非行	育成	その他	合計
十尺	(虐待通告)	(虐待以外)	相談	相談	相談	相談	相談	
令和4年度	898	214	3	115	32	127	37	1, 426
	(63.0%)	(15.0%)	(0.2%)	(8.1%)	(2.2%)	(8.9%)	(2.6%)	1,420
令和5年度	983	245	0	123	47	101	39	1 520
	(63.9%)	(15.9%)	(0.0%)	(8.0%)	(3.1%)	(6.6%)	(2.5%)	1,538
令和6年度	1,012	253	0	108	43	74	65	1 555
7404度	(65.1%)	(16.3%)	(0.0%)	(6.9%)	(2.8%)	(4.8%)	(4.2%)	1, 555

5 虐待対応ケース詳細①(虐待種別)

(単位:件)

年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
今和 / 生度	250	6	471	90	017
令和4年度	(30.6%)	(0.7%)	(57.6%)	(11.0%)	817
今和 5 年度	285	9	566	114	074
令和5年度	(29.3%)	(0.9%)	(58.1%)	(11.7%)	974
今和4年度	300	3	576	150	1 020
令和6年度	(29.2%)	(0.3%)	(56.0%)	(14.6%)	1,029

6 虐待対応ケース詳細②(主たる虐待者)

(単位:件)

年度	実父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	合計
今和 4 生度	362	3	351	0	101	817
令和4年度	(44.3%)	(0.4%)	(43.0%)	(0.0%)	(12.4%)	017
今 和 E 生産	431	6	441	3	93	074
令和5年度	(44.3%)	(0.6%)	(45.3%)	(0.3%)	(9.5%)	974
今和 (左座	409	19	455	0	146	1 020
令和6年度	(39.7%)	(1.8%)	(44.2%)	(0.0%)	(14.2%)	1, 029

1-1-2 児童施設入所等措置

様々な理由により、家庭での養育が困難な子どもを里親や施設等に措置する。また、児童相談所が児童養護施設等への入所措置を実施した場合の当該施設への措置費等の支弁を行う。

年度末社会的養護在籍児童数

(単位:人)

年度	里親	乳児院	児童養護施設等		
令和4年度	12	6	53		
令和5年度	14	14	51		
令和6年度	17	13	50		

1-1-3 里親支援

児童相談所開設に併せ、地域に根ざした里親制度の普及啓発を実施するとともに、里親をきめ細かく支援するしくみを構築するため、業務の一部を里親支援機関に委託した。

年度末区内里親登録家庭数

(単位:件)

年度	養育家庭	養子縁組
令和4年度	21	7
令和5年度	23	6
令和6年度	23	4

|1-1-4 一時保護所運営

子どもの安全の迅速な確保及び、子どもの心身の状況や置かれている環境を把握する目的として、必要に応じて子どもを一時保護するため、児童相談所開設に併せ、一時保護所を開設した。

1 定員

12名(学齡児10名(女5名、男5名)、幼児2名)

2 基本方針

私たちは、一時保護という環境下においても、基本理念の実現のために、

- ① 子どもの安全を守り、安心して穏やかに過ごせる環境を提供します。
- ② 子どもの権利とアドボカシーを保障し、一人一人の生活を支援します。
- ③ 子どもの想いを受け止め、子どもに寄り添います。
- ④ 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

1 年度中一時保護児童数

(単位:人)

年度	所内	委託	合計
令和4年度	73	55	128
令和5年度	81	41	122
令和6年度	93	45	138

2 年度末保護児童数

(単位:人)

年度	所内	委託	合計
令和4年度	8	5	13
令和5年度	10	5	15
令和6年度	11	2	13